

事務連絡
平成 25 年 3 月 12 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
専務理事 矢ヶ崎 忠夫

薬事法第 2 条第 1 4 項に規定する指定薬物及び同法第 7 6 条の 4 に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について

このことについて、平成 25 年 3 月 4 日付け事務連絡をもって、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課薬事監視指導班長から別添のとおり通知があったので、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

このたびの通知は、薬食発 0220 第 1 号をもって、厚生労働省医薬食品局長から、①薬事法第 2 条第 14 項に規定する指定薬物及び同法第 76 条の 4 に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成 25 年厚生労働省令第 19 号）が平成 25 年 2 月 20 日に公布されたこと、②それに伴い、各都道府県知事、各保健所設置市長及び各特別区長にその旨を通知したことについて、本会会員に周知を依頼されたものです。

本件のお問合わせ先

公益社団法人

日本獣医師会事業担当：笹川

TEL 03-3475-1601



事務連絡
平成25年3月4日

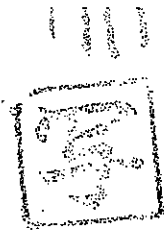
公益社団法人 日本獣医師会専務理事 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
薬事監視指導班長

薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する
医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知）

このことについて、厚生労働省医薬食品局長より別添写しのとおり通知がありました
ので、御留意いただくとともに、貴会会員への周知方お願いします。

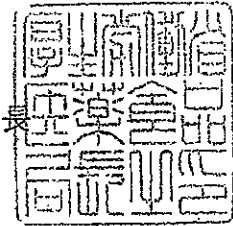




薬 食 発 0 2 2 0 第 4 号
平 成 2 5 年 2 月 2 0 日

農林水産省消費・安全局長 殿

厚生労働省医薬食品局長



薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知）

薬事法第2条第14項に規定する指定薬物の指定等については、薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令（平成19年厚生労働省令第14号）にて定めているところである。

今般、薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成25年厚生労働省令第19号）が平成25年2月20日に公布されたことに伴い、各都道府県知事、各保健所設置市長及び各特別区長宛てで、別添写しのとおり通知したので、貴職におかれては、御了知の上、関係機関に周知されるようお願いする。





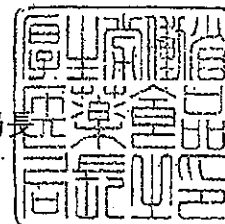
薬食発0220第1号
平成25年2月20日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬食品局長



薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知）

薬事法（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第2条第14項に規定する指定薬物の指定等については、薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令（平成19年厚生労働省令第14号。以下「指定薬物省令」という。）にて定めているところである。

今般、薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成25年厚生労働省令第19号。以下「改正省令」という。）が別添のとおり平成25年2月20日に公布されたので、貴職におかれては、下記事項について御了知の上、関係各方面に対する周知徹底及び適切な指導方御配慮願いたい。

記

1. 指定薬物の指定等

(1) 新たに包括的に指定薬物を指定すること

次に掲げる物質群について、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められたことから、法第2条第14項に規定する指定薬物として指定したこと。

① (1H-インドール-3-イル) (ナフタレン-1-イル) メタノンのインドール環の1位に次の表の第1欄に掲げるいずれかの置換基が結合し、かつ、ナフタレン環の4位に水素又は同表の第2欄に掲げるいずれかの置換基が結合している物であつて当該インドール環の1位並びに当該ナフタレン環の4位以外の位置に置換基が結合していない物及びこれらの塩類。ただし、次に掲げる物を除く。

イ 覚せい剤取締法(昭和26年法律第252号)に規定する覚せい剤
 ロ 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)に規定する麻薬及び向精神薬

ハ (4-エトキシナフタレン-1-イル) (1-オクチル-1H-インドール-3-イル) メタノン及びその塩類

ニ (1-オクチル-1H-インドール-3-イル) (4-ペンチルナフタレン-1-イル) メタノン及びその塩類

ホ (4-ヘキシルナフタレン-1-イル) (1-オクチル-1H-インドール-3-イル) メタノン及びその塩類

ヘ (1-ヘプチル-1H-インドール-3-イル) (4-ヘキシルナフタレン-1-イル) メタノン及びその塩類

ト (4-メトキシナフタレン-1-イル) (1-オクチル-1H-インドール-3-イル) メタノン及びその塩類

第 1 欄	第 2 欄
1 直鎖状アルキル基(炭素数が3から8までのいずれかのものに限る。)	1 直鎖状アルキル基(炭素数が1から6までのいずれかのものに限る。)
2 直鎖状アルケニル基(炭素数が5のものに限る。)	2 アルコキシ基(炭素数が1又は2のものに限る。)
3 直鎖状アルキル基(炭素数が3から5までのいずれかのものに限る。)の末端の炭素に、フッ素原子、塩素原子、臭素原子、ヨウ素原子、シアノ基、水酸基又はアセトキシ基のいずれか1種類が1つ結合した基	3 フッ素原子 4 塩素原子 5 臭素原子 6 ヨウ素原子

② (2-メチル-1H-インドール-3-イル) (ナフタレン-1-イル) メタノンのインドール環の1位に次の表の第1欄に掲げるいずれかの置換基が結合し、かつ、ナフタレン環の4位に水素又は同表の第2欄に掲げるいずれかの置換基が結合している物であつて当該インドール環の1位並びに当該ナフタレン環の4位以外の位置に置換基が結合していない物及びこれらの塩類。ただし、次に掲げる物を除く。

- イ 覚せい剤取締法に規定する覚せい剤
- ロ 麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬及び向精神薬
- ハ (2-メチル-1-ヘプチル-1H-インドール-3-イル) (4-ペンチルナフタレン-1-イル) メタノン及びその塩類

第 1 欄	第 2 欄
<p>1 直鎖状アルキル基 (炭素数が3から7まで (当該ナフタレン環の4位に炭素数が6の直鎖状アルキル基が結合する場合にあっては、3又は4) のいずれかのものに限る。)</p> <p>2 炭素数が8の直鎖状アルキル基 (当該ナフタレン環の4位に炭素数が2又は3の直鎖状アルキル基が結合する場合に限る。)</p> <p>3 炭素数が5の直鎖状アルケニル基 (当該ナフタレン環の4位に炭素数が6の直鎖状アルキル基以外の置換基又は水素が結合する場合に限る。)</p> <p>4 直鎖状アルキル基 (炭素数が3から5まで (当該ナフタレン環の4位に炭素数が6の直鎖状アルキル基が結合する場合にあっては、3又は4) のいずれかのものに限る。) の末端の炭素に、フッ素原子、塩素原子、臭素原子、ヨウ素原子、シアノ基、水酸基又はアセトキシ基のいずれか1種類が1つ結合した基</p>	<p>1 直鎖状アルキル基 (炭素数が1から6までのいずれかのものに限る。)</p> <p>2 アルコキシ基 (炭素数が1又は2のものに限る。)</p> <p>3 フッ素原子</p> <p>4 塩素原子</p> <p>5 臭素原子</p> <p>6 ヨウ素原子</p>

(2) 指定された物質を含む物

(1) に掲げる物質のいずれかを含有する物 (ただし、元来これらの物質を含有する植物を除く。) は指定薬物であり、規制の対象となること。

(3) 所要の規定の整理

指定薬物省令中、(1) に掲げる物質群に含まれることとなる次に掲げる1.3物質の名称を指定薬物省令から削除したこと。ただし、当該1.3物

質については改正省令の施行後においても、(1)に掲げる物質群に含まれる物質であることから法第2条第14項に規定する指定薬物であることに変わりはないこと。

①名称：(4-エチルナフタレン-1-イル)(1-ペンチル-1H-インドール-3-イル)メタノン及びその塩類

通称：JWH-210

②名称：(4-エチルナフタレン-1-イル)(2-メチル-1-ペンチル-1H-インドール-3-イル)メタノン及びその塩類

通称：JWH-213

③名称：(4-クロロナフタレン-1-イル)(1-ペンチル-1H-インドール-3-イル)メタノン及びその塩類

通称：JWH-398

④名称：ナフタレン-1-イル[1-(ペント-4-エン-1-イル)-1H-インドール-3-イル]メタノン及びその塩類

通称：JWH-022

⑤名称：5-[3-(1-ナフトイル)-1H-インドール-1-イル]ペンタンニトリル及びその塩類

通称：AM2232

⑥名称：[1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-イル](ナフタレン-1-イル)メタノン及びその塩類

通称：AM2201

⑦名称：[1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-イル](4-メチルナフタレン-1-イル)メタノン及びその塩類

通称：MAM-2201

⑧名称：(1-ヘキシル-1H-インドール-3-イル)(ナフタレン-1-イル)メタノン及びその塩類

通称：JWH-019

⑨名称：(1-ペンチル-1H-インドール-3-イル)(4-プロピルナフタレン-1-イル)メタノン及びその塩類

通称：JWH-182

⑩名称：(4-メチルナフタレン-1-イル)[1-(ペント-4-エン-1-イル)-1H-インドール-3-イル]メタノン及びその塩類

通称：JWH-122 N-(4-pentenyl) analog

⑪名称：(2-メチル-1-プロピル-1H-インドール-3-イル)(ナフタレン-1-イル)メタノン及びその塩類

通称：JWH-015

⑫名称：(2-メチル-1-ペンチル-1H-インドール-3-イル)(ナフタレン-1-イル)メタノン及びその塩類

通称：JWH-007

⑬名称：1 - (4 - メトキシナフタレン - 1 - イル) (1 - ペンチル - 1
H - インドール - 3 - イル) メタノン及びその塩類
通称：JWH - 081

2. 医療等の用途の規定

上記1. (1) 及び(2) に示した物質について、次に掲げる用途を法第76条の4に規定する医療等の用途として定めたこと。

(1) 次に掲げる者における学術研究又は試験検査の用途

① 国の機関

② 地方公共団体及びその機関

③ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第4項に規定する大学共同利用機関

④ 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人

(2) 法第69条第3項に規定する試験の用途

(3) 法第76条の6第1項に規定する検査の用途

(4) 犯罪鑑識の用途

(5) (1) から(4) までに掲げる用途のほか、厚生労働大臣が人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがないと認めた用途

3. 施行期日

公布の日(平成25年2月20日)から起算して30日を経過した日(平成25年3月22日)から施行すること。

明治三十五年三月二十一日 日刊(行政機関の休日休刊)
第三種郵便物認可

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕
○エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令の一部を改正する政令(三六)

〔省 令〕

○公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令(文部科学三)
○薬事法第二十三条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六條の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(厚生労働一九)

〔告 示〕

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一号第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七條第一項第一号の基準を定める省令の表の別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件(法務七五)

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一号第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令の表の別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件(同七六、七七)

○戸籍法第十八條第一項の規定による指定に関する件(同七九)

○日本国に帰化を許可する件(同八〇)

○公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一條第一項第一号イ、ロ及びハの各種学校及び団体を指定する件の一部を改正する件(文部科学一七)

○地すべり防止区域を指定する件(農林水産四九三、四九五)

○土地区画整理事業の事業計画の変更について関係図書を縦覧に供する件(国土交通一三三)

○道路に関する件(中部地方整備局二四、二八)

○道路に関する件(中国地方整備局一四、一六)

○道路に関する件(九州地方整備局二二)

○道路に関する件(北海道開発局一五、一六)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 法務省 外務省 農林水産省
最高裁判所

〔官庁報告〕

産 業
日本工業規格(経済産業省)
国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告(国土交通省)

〔資 料〕

平成二十四年十二月中国際収支状況(速報)及び平成二十四年中国際収支状況(速報)(財務省)

〔公 告〕

諸 事 項

官庁
財団、有権者申出方、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第六條の二の規定に基づく権限のある当局の認定関係
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係
会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第三六号)(経済産業省)

- 1 特定機器
複合機、プリンター及び電気温水機器を特定機器に追加することとした。(第二一條関係)
- 2 特定機器の製造事業者等に係る勧告及び命令の要件
特定機器の製造事業者等に係る勧告及び命令の要件は、生産量又は輸入量が、複合機については五〇〇台以上、プリンターについては七〇〇台以上、電気温水機器については五〇〇台以上とする等とした。(第二二條関係)
- 3 施行期日
この政令は、平成二五年三月一日から施行することとした。

ホ (四)ヘキシルナフタレンー(一)イル(二)オクチルー(一)インドール(三)イル)メタノン及びその塩類
 ヘ(一)ヘプタレンー(一)イル(二)インドール(三)イル(四)ヘキシルナフタレンー(一)イル)メタノン及びその塩類
 ト(四)メトキシナフタレンー(一)イル(二)オクチルー(一)インドール(三)イル)メタノン及びその塩類

第 一 欄	第 二 欄
一 直鎖状アルキル基(炭素数が三から八までのいずれかのものに限る)	一 直鎖状アルキル基(炭素数が一から六までのいずれかのものに限る)
二 直鎖状アルケニル基(炭素数が五のものに限る)	二 アルコキシ基(炭素数が一又は二のものに限る)
三 直鎖状アルキル基(炭素数が三から五までのいずれかのものに限る)の末端の炭素に、フッ素原子、塩素原子、臭素原子、ヨウ素原子、シアノ基、水酸基又はアセトキシ基のいずれか一種類が一つ結合した基	三 フッ素原子 四 塩素原子 五 臭素原子 六 ヨウ素原子

八十一 (二)メチルー(一)インドール(三)イル(四)ナフタレンー(一)イル)メタノンのインドール環の一位に次の表の第一欄に掲げるいずれかの置換基が結合し、かつ、ナフタレン環の四位に水素又は同表の第二欄に掲げるいずれかの置換基が結合している物であつて当該インドール環の一位並びに当該ナフタレン環の四位以外の位置に置換基が結合していない物及びこれらの塩類。ただし、次に掲げる物を除く。
 イ 覚せい剤取締法に規定する覚せい剤
 ロ 麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬及び向精神薬
 ハ(二)メチルー(一)ヘプタレンー(一)イル(二)インドール(三)イル(四)ベンチルナフタレンー(一)イル)メタノン及びその塩類

第 一 欄	第 二 欄
一 直鎖状アルキル基(炭素数が三から七までのいずれかのものに限る)の直鎖状アルキル基が結合する場合にあっては(三)又は(四)のいずれかのものに限る	一 直鎖状アルキル基(炭素数が一から六までのいずれかのものに限る)
二 炭素数が八の直鎖状アルキル基(当該ナフタレン環の四位に炭素数が二又は三の直鎖状アルキル基が結合する場合に限る)	二 アルコキシ基(炭素数が一又は二のものに限る)
三 炭素数が五の直鎖状アルケニル基(当該ナフタレン環の四位に炭素数が六の直鎖状アルキル基以外の置換基又は水素が結合する場合に限る)	三 フッ素原子 四 塩素原子 五 臭素原子 六 ヨウ素原子
四 直鎖状アルキル基(炭素数が三から五までのいずれかのものに限る)の直鎖状アルキル基が結合する場合にあっては(三)又は(四)のいずれかのものに限る)の末端の炭素に、フッ素原子、塩素原子、臭素原子、ヨウ素原子、シアノ基、水酸基又はアセトキシ基のいずれか一種類が一つ結合した基	

第一九三三号を第八二二号とする。
 附則
 この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

告 示

○法務省告示第七十五号
 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成二年法務省令第十六号)の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。
 平成二十五年二月二十日 法務大臣 谷垣 禎一

第一号イの表株式会社アイ・エイチ・アイ・アムテックの項中「株式会社アイ・エイチ・アイ・アムテック」を「株式会社JMUアムテック」に改め、同表に次のように加える。	東京都品川区大崎五丁目五番二十三号ヒロセ電機ビル内	機械加工
一関ヒロセ電機株式会社		
中央総務株式会社	神奈川県藤沢市藤沢三三十一番地の一	鉄筋施工

○法務省告示第七十六号
 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成二年法務省令第十六号)の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。
 平成二十五年二月二十日 法務大臣 谷垣 禎一

株式会社RCM	兵庫県加古郡稲美町岡三三八八十番地	塗装
---------	-------------------	----

○法務省告示第七十七号
 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成二年法務省令第十六号)の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月五日法務省告示第三百九十三号の一部を次のように改正する。
 平成二十五年二月二十日 法務大臣 谷垣 禎一

第二号の表フジニットの項を削る。
 ○法務省告示第七十八号
 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成二年法務省令第十六号)の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年三月十五日法務省告示第四百十四号の一部を次のように改正する。
 平成二十五年二月二十日 法務大臣 谷垣 禎一

柏倉建設株式会社	北海道札幌市豊平区月寒東二条六丁目一番十八号	型枠施工
株式会社サンエーテック	宮城県黒川郡大衡村大衡字尾西百五番地一	鉄筋施工